

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
10月号

1. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウイルス感染症については、未だ予断を許さない状況が続いており、また、当署管内の複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

新型コロナウイルス感染症は現時点では特效薬がないため、当面、感染拡大・減少が繰り返す可能性が高い状況となっていますが、感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

皆様の事業場におかれましても引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

岩手労働局 HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html

新型コロナ
支援サイト



職場内における感染拡大防止対策の実施を引き続きお願い申し上げます。

2. 岩手県最低賃金が改正されます！時間額『854円』（令和4年10月20日発効）

「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

すべての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

賃金締切日に関らず、10月20日分から、時間額854円以上の賃金とする必要があります。日給、月給の場合には、1時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

時間額への換算方法など、ご不明な点は当署までお問い合わせください。

⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin.html

※ 最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」がありますが、今回の改正により、「特定（産業別）最低賃金」のうち、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」847円、「百貨店、総合スーパー」800円は、改正された岩手県最低賃金を下回ることとなり、より高い岩手県最低賃金の854円が適用されます。なお、「特定（産業別）最低賃金」が改正された場合にはより高い最低賃金額が適用されますので、ご注意ください。

また、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する『**業務改善助成金**』が拡充されているほか、『**働き方改革推進支援助成金**』などの各種助成金を準備しておりますので、ご活用ください。

詳しくは、岩手労働局 HP の雇用環境・均等室のページからご確認ください。

⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukintou.html

岩手労働局
最低賃金



業務改善
助成金



働き方改革
支援助成金



3. 10月1日から7日は『令和4年度全国労働衛生週間』です。

〈スローガン〉 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で73回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しつつ、労使協力のもと、以下の事項についての実施をお願い申し上げます。

- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・労働衛生に関する講習会等の開催、標語等の掲示など、労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しての実施をお願い申し上げます。

中央労働災害防止協会 特設サイト⇒<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

全国労働
衛生週間



転倒災害を予防しよう！

4, 10月は『年次有給休暇取得促進期間』です。

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」としています。詳しくは、年次有給休暇取得促進サイト (<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>) をご確認ください。



5, 「過重労働解消のためのセミナー」(参加無料!)のご案内について

【オンラインセミナー】 全44回 開催期間;9月29日~12月16日

長時間労働や仕事のストレスなど過重労働となる要因を取り除き、働く人の健康を確保することは、人を雇用する事業主や会社の義務です。過重労働は、社員自身の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

この問題を解決するには、個々の企業において、自社の実情に応じ、経営者と従業員双方で自主的に取り組んでいくことが何より大切です。

厚生労働省では、事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方に、過重労働防止に必要な知識やノウハウを習得し、自社内での対策に取り組む際に役立てていただくことを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。

新型コロナウイルス感染症対策のため、今年もオンラインセミナーが開催されており、会社などのパソコンから気軽に参加することもできます。

【特設ホームページ】 <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

受託者:公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連)



6, 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます! (参加無料!)

~~過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ~~

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時;11月8日(火) 13:30~16:00 場所:岩手教育会館2階多目的ホール

問合せ先;(株)プロセスユニーク 電話;0120-562-552

専用HP;<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



7, 令和4年8月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 111件 (前年同期と比較して+26件、+30.6%)
うち、死亡 2件 (前年同期と比較して+2件)

当署管内において、令和4年8月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業では111件(前年同期比+26件、+30.6%)、うち、死亡災害は2件で、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても、85件(同±0件、±0.0%)となっています。7月末時点での死傷災害は、前年同期比+2件、+2.7%で、新型コロナウイルスによるものを除くと前年同期比-8件、-10.7%であったことから、大幅に増加し、極めて憂慮される状況となっています。

業種別では、保健衛生業34件(前年同期比+25件、+312.5%)、製造業27件(同+8件、+42.1%)、運輸交通業14件(同+10件、+250.0%)、建設業12件(同-4件、-25.0%)の順で、事故の型別では「転倒」が27件で全体の24%を占め、次いで「その他」26件23%、「はさまれ・巻き込まれ」14件13%、「墜落・転落」11件10%となっています。「転倒」は7月末までは前年同期の-4件、-15%から増加に転じています。

当署では、令和4年における労働災害の発生件数を13次防目標値である134件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めておりますが、目標達成は非常に厳しい状況となっています。

皆様の事業場におかれましては、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。



岩手県最低賃金が時間額『854円』へ!(令和4年10月20日から)
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」